

# 定員超過利用減算等について

# ①定員超過利用減算（定員を超えて障害者が利用している場合）

定員超過があり、次に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。所定単位数の70%（30%減算）

※減算の対象とならない定員超過利用であっても、基準違反となります。

対象サービス 減算の対象		障害福祉サービス事業所等	
		①生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	②療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練、施設入所支援
1日当たりの利用実績	利用定員 50人以下	利用者数 > 利用定員 × 150%	利用者数 > 利用定員 × 110%
	（1日について利用者全員） 利用定員 51人以上	利用者数 > (利用定員 - 50) × 125% + 75	利用者数 > (利用定員 - 50) × 105% + 55
直近の過去3月間の利用実績	利用定員 11人以下	過去3月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の開所日数	過去3月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 105%
	（1月間について利用者全員） 利用定員 12人以上	過去3月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 125%	

# ①定員超過利用減算(定員を超えて障害児が利用している場合)

定員超過があり、次に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用障害児全員につき減算となります。  
 所定単位数の70%(30%減算)

※減算の対象とならない定員超過利用であっても、基準違反となります。

対象サービス		障害児通所支援事業所等	
減算の対象		①児童発達支援、医療型児童発達支援 (指定医療機関を除く。)、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援	②障害児入所支援(指定医療機関を除く。)
1日当たりの利用実績	利用定員 50人以下	1日の障害児数 > 利用定員 × 150%	1日の障害児数 > 入所定員 × 110%
1日について 利用障害児 全員	利用定員 51人以上	1日の障害児数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 25% + 25	1日の障害児数 > 入所定員 + (入所定員 - 50) × 5% + 5
直近の過去 3月間の利 用実績	利用定員 11人以下	過去3月間の延べ障害児数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の開所日数	過去3月間の延べ障害児数 > 入所定員 × 過去3月間の開所日数
1月間について 利用障害児全 員	利用定員 12人以上	過去3月間の延べ障害児数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 125%	× 105%

※ 毎月の報酬の請求にあたり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、定員超過利用減算の算定の可否を参考資料に掲載している定員超過利用減算にかかる通知の中の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認してください。

## ②人員欠如減算(人員配置が人員基準を満たしていない場合)

	減算の対象	対象サービス
利用者全員・ 利用障害児 全員	サービス管理責任者、生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士の欠如や常勤、専従等の要件を満たしていない	療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援(児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。)、放課後等デイサービス(主に重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。)、基準該当通所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

## ○障害福祉サービス事業所等

対象者	欠如の状況	減算期間	減算割合		備考	
サービス管理責任者	配置基準を満たしていない	人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで	減算適用1月日から4月目	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く。	
			5月日以降	基本報酬 50% (50%減算)		
生活支援員 看護職員 理学療法士 作業療法士 地域移行支援員 職業指導員 就労支援員 就労定着支援員 世話人	配置基準から1割を超えて欠如	人員欠如した月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで	減算適用1月日から2月目	基本報酬 70% (30%減算)	/	
			3月日以降	基本報酬 50% (50%減算)		
	配置基準から1割を超えない欠如	人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで	減算適用1月日から2月目	基本報酬 70% (30%減算)		翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く。
			3月日以降	基本報酬 50% (50%減算)		
常勤又は専従などの員数以外の要件を満たしていない		人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで	減算適用1月日から2月目	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く。	
			3月日以降	基本報酬 50% (50%減算)		

※日中サービス支援型指定共同生活支援事業所は、例外あり

## ○障害児通所支援事業所等

対象者	欠如の状況	減算期間	減算割合		備考	
児童発達支援 管理責任者	配置基準を満たしていない	人員欠如した月の 翌々月から人員欠 如が消されるに 至った月まで	減算適用1月日から 4月目	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において 人員基準を満たすに 至っている場合を除く。	
			5月日以降	基本報酬 50% (50%減算)		
児童指導員 保育士	配置基準から1割を 超えて欠如	人員欠如した月の 翌月から人員欠如 が消されるに至っ た月まで	減算適用1月日から 2月目	基本報酬 70% (30%減算)	/	
			3月日以降	基本報酬 50% (50%減算)		
	配置基準から1割を 超えない欠如	人員欠如した月の 翌々月から人員欠 如が消されるに 至った月まで	減算適用1月日から 2月目	基本報酬 70% (30%減算)		翌月の末日において 人員基準を満たすに 至っている場合を除く。
			3月日以降	基本報酬 50% (50%減算)		
常勤又は専従などの員数以外の要件を 満たしていない	人員欠如した月の 翌々月から人員欠 如が消されるに 至った月まで	人員欠如した月の 翌々月から人員欠 如が消されるに 至った月まで	減算適用1月日から 2月目	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において 人員基準を満たすに 至っている場合を除く	
			3月日以降	基本報酬 50% (50%減算)		

※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は児童発達支援管理責任者欠如減算のみ

### ③個別支援計画未作成減算

減算の対象		対象サービス	減算期間	減算割合	
該当する利用者・障害児	個別支援計画が未作成※又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない	療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設(指定医療機関を除く。)、基準該当通所支援	減算が適用される月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで	減算適用1月目から2月目	基本報酬 70% (30%減算)
				3月目以降	基本報酬 50% (50%減算)

※サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。

## ④身体拘束廃止未実施減算

減算の対象	対象サービス	減算内容	備考
利用者全員・ 利用障害児 全員	①身体拘束等に係る記録が行われていない ②身体拘束適正化検討委員会が開催(年1回以上)されていない※ ③身体拘束等の適正化の指針が整備されていない ④身体拘束等の適正化のための研修が実施(年1回以上)されていない	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設、共生型障害児通所支援	①～④の <u>いずれかに</u> 該当する事実が生じた場合、基本報酬を1日につき5単位減算  身体拘束を行っていない場合でも②～④は取り組む必要がある。

※虐待防止委員会で身体的拘束等の適正化について検討する場合には、身体拘束適正化検討委員会を開催しているものとみなせます。



## ⑤その他の減算措置について

項目	対象サービス
支援計画シート等未作成減算	行動援護
短時間利用減算 医師未配置減算	生活介護
開所時間減算	生活介護、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
大規模減算	短期入所
夜勤職員欠如減算 管理栄養士等未配置減算	施設入所支援
標準利用期間超過減算	自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、自立生活援助
自己評価未公表減算	就労継続支援A型
大規模住居等減算	共同生活援助
居宅介護支援費重複減算 介護予防支援費重複減算	計画相談
自己評価結果等未公表減算	児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援